

2022年6月30日

東京大学教養学部学生自治会学部長 殿

東京大学教養学部学生支援課

新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等の代替措置に関する要望について
(回答)

2022年6月13日付学部長文書第169号にて提出のありました標記の要望書の件について、貴会より、当該要望書に関する回答の依頼がありましたので、別紙のとおり回答いたします。

記

1. 回答（別紙のとおり）

以上

<本件担当>

東京大学教養学部等学生支援課学生支援チーム

shien-team.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1

TEL: 03-5454-6074

FAX: 03-5454-4312

回答

新型コロナウイルス感染症感染拡大にかかる定期試験の代替措置（以下「代替措置」）は、当時当該感染症の危険性に関する情報が少なかったこと及び社会的な要請があったことから、周囲に感染させるリスクがある学生が無理に対面試験を受験することがないように講じられた、特別な措置である。

代替措置適用の可否については、提出された診断書等の根拠書類を審査し決定するが、濃厚接触者の場合、特にオミクロン株の感染拡大期は保健所の機能がひっ迫する状況で根拠書類の提出が難しいことから、実質的に学生からの申し出のみによる審査・決定となり、審査の信頼性が担保できない状況となった。

また、代替措置に該当しない病気・事故でやむを得ず欠席した学生については、通常の追試験「受験資格 A」に出願することとなるが、制度上、上限点が 75 点となっており、審査の信頼性の点と併せて公平性をも欠く状況が生じた。

昨今、新型コロナウイルス感染症への対応方法の社会的な認知が進んだことを受け、2022 年度より教養学部においては、マスク着用・手指消毒の徹底・換気・必要最低限の発話等の基本的な感染対策を講じていればリスクは回避できるという考えに基づき、原則として対面授業を実施することになった。

上記を踏まえて教養学部の関係委員会で慎重に検討を重ねた結果、当初代替措置をとる前提となっていた「新型コロナウイルス感染症の危険性に関する情報が少なく社会的な要請がある状況」は解消されたと判断され、2022 年度 S セメスター/S2 タームの定期試験から代替措置は廃止することになった。

以上